

消火訓練の実施要領

実 施 項 目	実 施 内 容
想 定	出火場所、燃焼物件、延焼の程度と範囲を決める。
1 操作	(1) 消火器、三角バケツ、消火砂等の搬送、操作を行う。 (2) 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備で消火活動の操作を行う。 (3) ダクト消火装置等の起動方法、取扱い要領について確認を行う。 (4) 移動式消火設備の起動方法の確認、ホースリールの操作を行う。 (5) 固定式消火設備の起動方法、取扱い要領について確認を行う。 ・ 開放式スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、泡消火設備 (6) 固定式消火設備の放出区画、防護区画の形成、排出装置の操作要領について確認を行う。 (7) スプリンクラー設備、泡消火設備の制御弁等の開閉操作、取扱い要領について確認を行う。 ※ 自衛消防隊員の技術に合わせたものとする。
2 放水、放射	(1) 消火器具、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプにより放水操作を行う。 (2) (1)以外の消火設備は、点検時期等に放射と合わせ防護区画の形成、排出装置の機能を確認する。 (3) オイルパン(注)、クリブ、てんぷら鍋等火災モデルにより消火体験を行う。
3 操法	(1) 屋内消火栓操法を習得する。 ・ 一人操法、二人操法、三人操法 (2) 動力消防ポンプ操法を習得する。
4 防火区画の形成	消火活動の想定に応じて防火戸、防火シャッターの閉鎖、防煙たれ壁の操作を行う。

(注) オイルパンを使用する等実際に物を燃やして行う消火訓練にあたっては、消防機関に対し火災予防条例第 60 条に基づく、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等（揚煙行為）の届出及び管轄区市町村の環境主管課への事前連絡が必要となる。